

## 工作物石綿事前調査者講習

# 募集要項（第1版）

本講習は、平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づき、工作物における石綿の使用実態を的確かつ効率的に把握するため、公正に正確な調査を行うことができる者の育成を目指すものです。講習受講後の筆記試験（マークシート方式）に合格した方には受講されたコースに応じて「工作物石綿事前調査者講習」の修了証明書を交付いたします。

本講習お申込みの際は、この募集要項を必ずお読みください。

 一般財団法人 **労働安全衛生管理協会**

### 申込手続きに関するお問合せ先

一般財団法人 労働安全衛生管理協会

〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和2-27-15（3F） TEL：048-885-7773 FAX：048-885-5738

## 1. 講習について

### ◆ 工作物石綿事前調査者講習（学科11時間＋筆記試験1時間）

連続する2日間で工作物石綿事前調査に関する講義（11時間）と筆記試験（1時間）を行います。全科目が試験範囲となりますので石綿作業主任者修了者等であっても科目免除は致しません。

#### (1)対象者

「2. 受講資格一覧」のうち、イ～ヲのいずれかに該当する方

#### (2)講習料

40,000円（税込み・テキスト代込み）

#### (3)カリキュラム

科目	内容	時間
工作物石綿事前調査に関する基礎知識 1	労働安全衛生法その他関係法令、工作物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る工作物石綿事前調査の基礎知識に関する事項	一時間
工作物石綿事前調査に関する基礎知識 2	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の工作物石綿事前調査全般にわたる基礎知識に関する事項	一時間
石綿使用に係る工作物図面調査	工作物一般、工作物と防火材料、石綿含有建材、工作物の図面その他の工作物石綿事前調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	四時間
現場調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、工作物で使用される材料中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	四時間
工作物石綿事前調査報告書の作成	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の工作物石綿事前調査報告書に関する事項	一時間
修了考査（試験）	受講した全科目が試験範囲となります	一時間

## 2. 受講資格一覧

学歴等に応じて実務の経験や証明書類が必要となります。下表をご参照ください。

実務の経験は、申込書の実務経験証明欄にて証明をお願いします。（イ、又該当者を除く。）

区分	受講資格の内容	受講資格証明書類
イ	石綿作業主任者技能講習を修了した者	修了書の写し
ロ	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して二年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書の写し 履修科目証明書の写し （どちらも必要です）
ハ	学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。ニにおいて同じ。）、工作物に関して三年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書の写し 履修科目証明書の写し （どちらも必要です）
ニ	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して四年以上の実務の経験を有する者（ハに該当する者を除く。）	卒業証明書の写し 履修科目証明書の写し （どちらも必要です）
ホ	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して七年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書の写し 履修科目証明書の写し （どちらも必要です）
へ	工作物に関して十一年以上の実務の経験を有する者	
ト	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して五年以上の実務の経験を有する者	修了証の写し
チ	建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者	発令通知・職務履歴証明書等の写し等
リ	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して二年以上の実務の経験を有する者	発令通知・職務履歴証明書等の写し等
ヌ	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	発令通知・職務履歴証明書等の写し等
ル	労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者	発令通知・職務履歴証明書等の写し等
ヲ	ロからルまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者	修了証の写し等

備考

- ロからへまでに規定する「工作物に関して」の「実務の経験」には、工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれる
- ヲに規定する「同等以上の知識及び経験を有する者」には、作業環境測定士であつて、工作物石綿事前調査に関して、5年以上の実務の経験を有する者が含まれる。
- 実務の経験年数の証明は、受講申込書の実務経験証明欄においてすること。

### 3. 受講申込みの方法・流れ

- ① 当協会ホームページからご希望の日程で予約を行い、受講申込書を印刷してください
- ② **予約有効期限内**に次に掲げる必要書類を協会へ郵送してください（**必着**）
  - (1)受講申込書（受講資格区分の記入及び必要に応じて実務経験証明欄の記入・押印をお願いします）
  - (2)受講資格証明書類（「2. 受講資格一覧」の第3欄をご参照ください）
  - (3)講習料のお振込み受領書のコピー（現金書留の場合不要）
- ③ ご入金・受講資格確認後、協会より受講申請書（台帳）・開催通知書を郵送致します（受講資格等に不備があった場合はお電話でお知らせします）

#### ◆ 講習料金のお支払い方法

Web予約後、予約有効期限内に当協会に届くように下記のいずれかの方法でお早めにお手続きください。（予約有効期限が過ぎますと「予約有効期限切れのお知らせ」メールが自動送信され、予約がキャンセルになりますのでご注意ください。）

##### (1)振込でお申込の場合

講習料金を下記の振込先にお振込みください。

（振込み手数料は申込者のご負担になります。）

複数名、複数科目お申込みの場合は合計金額をお振込みください。

##### ■ ゆうちょ銀行からのお振込み

振込先 : ゆうちょ銀行

振替口座 : 00100-8-92811

加入者名 : 財団法人 労働安全衛生管理協会

##### ■ ゆうちょ銀行以外の金融機関からのお振込み

振込先 : ゆうちょ銀行

金融機関コード : 9900

店番 : 019

店名(カナ) : 〇一九店(ゼロイチキュウ店)

預金種目 : 当座

口座番号 : 0092811

カナ氏名 : ザイダンハウジンロウドウアンゼンエイセイカンリキヨ

(受取人名)

##### (2)現金書留の場合

下記郵送先に必要書類を同封し、ご郵送ください。

（送料は申込者のご負担になります。）

複数名、複数科目お申込みの場合は合計金額を入れてお申込みください。

#### ◆ 必要書類の郵送先

郵送先 : 〒336-0017

さいたま市南区南浦和2-27-15信庄ビル3階

一般財団法人 労働安全衛生管理協会

TEL : 048-885-7773

◆ お申込みに関する注意事項

- ① 本講習は「一般建築物石綿含有建材調査者講習」ではありませんので、お間違えのないようお申込みください。
- ② 申込書類到着後、2週間程度で受講申請書（台帳）・開催通知書を発送いたします。
- ③ 受講資格の審査の途中経過等のお問い合わせにはお答えできかねます。
- ④ ネットバンキングの場合は振込日・金額・名義等が確認できるページを印刷してお送りください。
- ⑤ 講習日程・会場・空席状況等の詳細は当協会ホームページよりご確認ください。
- ⑥ キャンセル待ちはできません。
- ⑦ お電話、窓口での予約はできません。
- ⑧ 受講資格等に不備があり申込みが受理できなかった場合はご返金となります。（お支払手数料は差し引かせていただきます）
- ⑨ 申込み受付完了後の講習料のご返金は致しません。
- ⑩ 申込後の会場・日程の変更やキャンセルはできません。（受講者変更は可能ですが当協会の指定する期日までに受講資格の確認がとれた場合のみとなります）
- ⑪ 受講資格等に虚偽の申告があった場合は取得された資格は取消しとなります。（ご返金は致しません）
- ⑫ テキストは講習当日お渡しします。事前のお渡しはできません。なお、講習の標準的な内容は厚生労働省のホームページ（ホーム>政策について>分野別の政策一覧> 雇用・労働>労働基準>アスベスト（石綿）情報>事業主の方々へ>建築物石綿含有建材調査者講習 内【参考】講習に係る標準テキスト）でご確認いただけますので予習等にお役立てください。
- ⑬ お振込の場合、領収証の発行はできかねます。受領証の内容でお支払いの証明ができるためです。
- ⑭ インボイス領収証の発行をご希望の場合は、申込書類をお送りいただく際に、送付状又は申込書の余白に領収証希望の旨及び宛名（個人名か会社名か等）をご記入ください。
- ⑮ 修了証明書（不合格の場合受講証明書）の郵送をご希望の方は講習当日に切手（460円分、8名分まで同封できます）をご持参いただきます。
- ⑯ 講義及び試験において通訳者等の補助をつけることはできません。
- ⑰ 講習事務において取得及び保持する個人情報については、次に掲げる場合を除き、講習事務の遂行上必要な場合にのみ利用します。
  - 一 法令の定めがある場合
  - 二 人の生命、身体又は財産の保護に必要で、本人の同意を得ることが困難である場合
  - 三 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要で、本人の同意を得ることが困難である場合
  - 四 国の機関等に協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

#### 4. 講習当日の注意点について

- ① 受付にて受講申請書（台帳）、写真2枚（縦4cm×横3cm、1枚は受講票に貼付、もう1枚は裏面に受講番号と氏名を記入）、本人確認書類のコピー（有効期限内の公的書類）をご提出ください。
- ② 資格証等の郵送をご希望の場合は切手もご持参ください。
- ③ 遅刻は欠席扱いとなります。開始時刻に間に合うようお越しくください。
- ④ 交通機関の遅延等による遅刻も認められませんのでご了承ください。
- ⑤ 休憩時間終了時の遅刻も認められません。
- ⑥ 昼食は各自でご用意ください。
- ⑦ 当協会の責めに帰さない事由により、講習日程等を急遽変更する場合がございます。その場合、交通費・宿泊費等の一切の補償は致しません。
- ⑧ 当協会の職員もしくは講師が注意したにもかかわらず、受講態度が改善されない場合は失格となります。返金は致しません。

#### 5. 修了考査（試験）について

- ① 講習受講後、修了考査（試験）を受けることができます。
- ② 受講した全科目から出題されます。
- ③ 修了考査は筆記試験（マークシート方式）により行われます。鉛筆や消しゴムをご持参ください。
- ④ 筆記試験は満点の6割以上かつ科目ごとの満点の3割以上の得点をもって合格となります。
- ⑤ 試験中はテキスト等を確認することはできません。通訳等の補助をつけることもできません。
- ⑥ 筆記試験の得点が合格点に達しない場合及び不正行為により失格となった場合は不合格となります。
- ⑦ 不合格の場合、有効期限内に再試験を受けることができます。
- ⑧ 試験の内容及び採点結果の詳細等のお問い合わせには応じられません。

#### 6. 再試験について

講習受講後の修了考査において不合格となった場合、2週間程度以内に受講証明書が交付され、有効期限内に再試験を受けることができます。有効期限は講義を受講した日の属する年度の末日から起算して2年を経過する日までとなります。詳細は協会ホームページに掲載予定です。

#### 7. 修了証明書の交付について

- ① 修了考査に合格された方には、「工作物石綿事前調査者講習」の修了証明書を交付いたします。
- ② 交付までに2週間程度お時間がかかります。予めご了承ください。
- ③ 申込みや修了考査において不正が判明した場合は、資格取消となります。